

平成23年1月13日  
文 部 科 学 省

## 教員免許更新制における更新講習修了確認等の申請期限の到来について

教員免許更新制等の今後の在り方については、これまで平成21年10月21日、昨年6月3日、9月16日及び11月11日にお知らせしたところですが、これらに加え、以下についてお知らせいたします。関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取り組みをお願い申し上げます。

### 1. 第1グループ現職教員の申請期限（1月31日）の到来

本年3月31日に修了確認期限が到来する現職教員（以下「第1グループ現職教員」という。）のうち、昨年8月末から9月の時点において免許状更新講習の全部又は一部を履修済みではなかった方（全国推計では、およそ5100人）の多くは、冬休みの期間を利用して履修を済ませていると考えられますが、更新講習修了確認を受けるためには、免許管理者宛に申請を行うことが必要です。

このことについては、これまでもお知らせしてきたところですが、申請期限は本年1月31日に近づいており、また、現職教員が申請期限までに必要な申請（更新講習修了確認を受けるための申請、又は所定の延期申請若しくは免除認定の申請）を行わず、修了確認期限までに修了確認等が行われない場合には、免許状が失効し、教育職員を失職することになることを踏まえ、免許管理者・任命権者等におかれては、第1グループ現職教員の方に対して、本年1月31日までに必要な申請を行うことの周知につき、引き続き適切な対応をお願いします。

### 2. 修了確認期限の2ヶ月延期の特例（第1グループのみ）

昨年11月11日のメッセージでもお知らせしたとおり、第1グループの現職教員が、昨年12月31日までに免許状更新講習の受講を終了できなかった場合には、免許管理者宛での申請を本年1月31日までに行うことにより、修了確認期限を最大2ヶ月延期することも可能です。免許管理者・任命権者等におかれては、この措置ともあわせ、第1グループ現職教員が免許状の失効を回避するためには、いずれにしても本年1月31日までに必要な申請を行う必要があることにつき、周知をお願いします。

なお、仮に修了確認期限を2ヶ月延期した場合には、更新講習修了確認の申請期限は本年3月31日までとなります。今後3月までに実施予定の更新講習については、文部科学省ホームページに掲載していますので、受講を終了していない現職教員への周知をお願いします。

([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/004/1258028.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1258028.htm))

あわせて、任命権者等におかれては、それぞれの地域における受講状況を踏まえつつ、必要な場合には地元の大学等に2月及び3月における免許状更新講習の実施を働きかけるとともに、また、免許状更新講習を開設する大学等におかれても、都道府県教育委員会等との情報交換を行い、既の実施した講習の繰り返しの実施など、各地域で適切な規模の免許状更新講習の確保につき、ご尽力いただくよう引き続きお願い申し上げます。

平成22年11月11日  
文 部 科 学 省

## 教員免許更新制における免許状更新講習の受講等について

教員免許更新制等の今後の在り方については、これまで昨年10月21日、本年6月3日及び9月16日にお知らせしたところですが、これらに加え、以下についてお知らせいたします。関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取り組みをお願い申し上げます。

1. 教員免許更新制に関しては、来年3月31日が最初の修了確認期限となっています。本年8月末から9月の時点における免許状更新講習の受講状況を把握している県教育委員会からの情報に基づくサンプル調査結果を踏まえると、来年3月31日に修了確認期限が到来する方のうち、講習の全部又は一部を履修済みでない方はおよそ5,100人と見積もられます。
2. これまでもお知らせしている通り、来年3月31日に修了確認期限を迎える方については、来年1月31日までに、免許状更新講習の受講を終了した上で免許管理者宛てに修了確認申請を行うか、免許管理者宛てに所定の延期申請又は免除認定の申請を行うことが必要です。現職教員が申請期限(修了確認期限の2ヶ月前)までに必要な申請を行わず、修了確認期限までに修了認定等が行われない場合には、免許状が失効し、教育職員を失職することになることを踏まえ、免許管理者・任命権者等におかれては、特に来年3月31日に修了確認期限を迎える現職教員の方に対する周知、受講機会の確保等につき、適切な対応を引き続きお願いいたします。
3. なお、来年3月31日に修了確認期限が到来する方で、本年12月31日までに免許状更新講習の受講を終了できなかった場合には、免許管理者への申請を来年1月31日までにを行うことにより、修了確認期限を2ヶ月延期することも可能となっています。この場合、来年2月に開設される免許状更新講習として、例えば放送大学のものが受講可能です(受講が可能な期間:2月1日~2月21日。ただし、放送大学連携教育課<電話:043-298-4259>に事前連絡のうえ、本年11月中の受講申込みが必要)。免許管理者・任命権者等におかれては、これらの措置についてもあわせて周知の上、期限までに必要な申請手続が行われることにつき、適切な対応をお願いします。
4. あわせて、任命権者等におかれては、それぞれの地域における受講状況を踏まえつつ、必要な場合には地元の大学等に免許状更新講習の開設を働きかけること、また、免許状更新講習を開設する大学等におかれても、都道府県教育委員会等との情報交換を行い、各地域での適切な規模の免許状更新講習を開設することにつき、ご尽力いただくよう引き続きお願い申し上げます。

## 免許状更新講習の受講状況等について

### ■ 集計方法

第1グループの教員にかかる今夏（6月から9月）の時点における受講状況を把握し、9月までに内容を取りまとめている20府県の教育委員会から、情報を収集。

そのうち、次の区分及び内容について把握しており、平均値の算出が可能な8県（国立及び私立については5県）の受講状況を集計。

- ① 8月末から9月の時点における受講状況
- ② 設置者別（国立・公立・私立）
- ③ 学校種別（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校）
- ④ 修了確認、免除及び延期の申請状況、免許状更新講習の受講予定

### ■ 受講状況

- ・対象者は、国立・公立・私立をあわせて、9,402名。
- ・30時間（必修・選択領域の合計）の受講を終了した者は、6,388名。  
うち、5,121名は修了確認の申請済み。
- ・30時間の全て又は一部の受講を終了していない者は、565名（6.0%）。  
うち、338名（3.6%）は30時間の講習の受講申込済み。227名（2.4%）は今後受講申込予定。

※（ ）内は対象者に占める割合

設置者	A 対象者数	B 受講済者数		C 未受講者数			D その他	未受講率(%)			
		①修了確認申請済	②修了確認未申請	①受講申込済	②今後受講申込予定	(C/A)		①受講申込済 (C①/A)	②今後受講申込予定 (C②/A)		
国立	39	26	17	9	4	1	3	9	10.3%	2.6%	7.7%
公立	8,834	6,020	4,851	1,169	484	287	197	2,330	5.5%	3.2%	2.2%
私立	529	342	253	89	77	50	27	110	14.6%	9.5%	5.1%
合計	<b>9,402</b>	<b>6,388</b>	<b>5,121</b>	1,267	<b>565</b>	<b>338</b>	<b>227</b>	2,449	<b>6.0%</b>	<b>3.6%</b>	<b>2.4%</b>

※「A 対象者数」には、一部の県において更新講習受講の免除対象の職にある者を含めた調査を行っているため、それを除外した推計値を含めている。

※「B 受講済者数」は、免許状更新講習の受講対象者のうち、8月末から9月の時点において、全ての講習（30時間）の受講を終了した者の人数。

※「C 未受講者数」は、更新講習の全部又は一部の受講を終了していない者の人数。

※「D その他」は、更新講習受講免除（平成20年度予備講習受講者含む。）もしくは修了確認期限延期の申請済又は申請予定の者、退職予定、その他の者の人数。

- 上記の8県の調査結果を踏まえると、来年3月31日に修了確認期限が到来する者のうち、講習の全部又は一部を履修済みでない者の人数は、8月末から9月の時点において、全国ではおよそ5,100人と見積もられる。

来年3月31日に修了確認期限が到来する者の人数 85,487人（全都道府県合計（推計））  
 $85,487 \times 6.0/100$ （上記「未受講率」：6.0%）＝ 5,129

## ■ 講習の開設状況

今後、23年1月までに行われる免許状更新講習

必修領域<対面方式>	64講習	定員	6,705名
<通信・インターネット>	9講習	定員	11,250名

選択領域<対面方式>	332講習	定員	4,925名
<通信・インターネット>	72講習	定員	25,143名

※選択領域の定員は18時間相当に換算したもの

今後平成23年1月31日までに行われる講習の数及び定員(必修領域)

<対面講習>

(平成22年11月10日時点)

	11月		12月		1月		計	
	講習数	定員	講習数	定員	講習数	定員	講習数	定員
北海道	0	0	2	550	2	150	4	700
青森県	0	0	2	200	0	0	2	200
岩手県	0	0	0	0	1	500	1	500
宮城県	0	0	2	440	0	0	2	440
秋田県	0	0	1	160	0	0	1	160
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	1	20	0	0	0	0	1	20
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	1	40	1	40	0	0	2	80
千葉県	0	0	6	430	0	0	6	430
東京都	1	30	3	150	0	0	4	180
神奈川県	1	40	4	215	0	0	5	255
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	2	180	1	160	0	0	3	340
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	1	30	0	0	1	30
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	1	120	0	0	0	0	1	120
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	1	30	0	0	1	30
愛知県	1	50	4	340	1	50	6	440
三重県	1	100	0	0	0	0	1	100
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	2	100	1	150	3	250
大阪府	1	40	2	90	0	0	3	130
兵庫県	0	0	1	50	0	0	1	50
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	200	0	0	0	0	1	200
島根県	0	0	1	150	0	0	1	150
岡山県	1	250	2	500	0	0	3	750
広島県	1	40	1	40	0	0	2	80
山口県	0	0	1	200	0	0	1	200
徳島県	1	60	0	0	0	0	1	60
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	1	100	0	0	1	100
高知県	0	0	1	150	0	0	1	150
福岡県	1	120	0	0	0	0	1	120
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	2	120	0	0	2	120
大分県	0	0	1	120	0	0	1	120
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	1	200	0	0	1	200
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0
	15	1,290	44	4,565	5	850	64	6,705

<通信・放送・インターネットによる講習>

	講習数	定員
通信等	9	11,250

今後平成23年1月31日までに行われる講習の数及び定員(選択領域)

<対面講習>

(平成22年11月10日時点)

	11月		12月		1月		計	
	講習数	定員	講習数	定員	講習数	定員	講習数	定員
北海道	0	0	0	0	59	449	59	449
青森県	0	0	9	105	3	67	12	172
岩手県	0	0	0	0	4	226	4	226
宮城県	7	68	6	70	1	10	14	148
秋田県	0	0	5	70	1	17	6	87
山形県	0	0	3	23	1	7	4	30
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	1	20	15	233	1	10	17	263
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	3	43	5	63	0	0	8	107
千葉県	1	27	3	47	0	0	4	73
東京都	5	273	7	433	3	20	15	727
神奈川県	2	27	11	208	0	0	13	235
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	2	13	1	7	0	0	3	20
石川県	0	0	1	7	0	0	1	7
福井県	0	0	5	73	1	33	6	107
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	1	33	1	7	0	0	2	40
岐阜県	1	17	1	17	0	0	2	33
静岡県	0	0	3	30	0	0	3	30
愛知県	4	28	16	255	0	0	20	283
三重県	12	112	0	0	0	0	12	112
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	9	130	22	371	0	0	31	501
大阪府	1	10	4	73	0	0	5	83
兵庫県	4	68	0	0	0	0	4	68
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	6	61	0	0	0	0	6	61
鳥取県	2	23	0	0	0	0	2	23
島根県	0	0	3	30	0	0	3	30
岡山県	0	0	7	82	0	0	7	82
広島県	2	27	7	107	0	0	9	133
山口県	12	155	10	168	0	0	22	323
徳島県	2	40	1	10	0	0	3	50
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	3	54	1	10	0	0	4	64
高知県	0	0	5	33	0	0	5	33
福岡県	3	33	2	33	0	0	5	67
佐賀県	0	0	2	10	0	0	2	10
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	1	10	3	42	1	7	5	58
大分県	0	0	0	0	7	100	7	100
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	3	28	0	0	3	28
沖縄県	0	0	4	60	0	0	4	60
	84	1,274	166	2,705	82	946	332	4,925

<通信・放送・インターネットによる講習>

	講習数	定員
通信等	72	25,143

※定員は18時間相当に換算したものの。

平成22年9月16日  
文 部 科 学 省

## 教員免許更新制について

教員免許更新制等の今後の在り方については、これまで昨年10月21日及び本年6月3日にお知らせしたところですが、これに加え、改めて以下のとおりお知らせいたします。

関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取り組みをお願い申し上げます。

1. 教員免許更新制の在り方については、中央教育審議会における審議など、教員の資質能力の向上方策の抜本的な見直しを行う中で、総合的に検討することとしておりますが、一定の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効です。現職教員の方は、現行制度に従って、定められた期間内に免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者の認定を受けることが必要です。
2. 特に今後、来年3月31日に修了確認期限が到来する方については、更新講習の受講を終了し、来年1月末日までに免許管理者宛てに修了確認等の申請を行うことが必要になります。免許管理者・任命権者におかれては、それらの現職教員の方に対する周知、受講機会の確保等につき、適切な対応をお願いいたします。
3. また、免許状更新講習を開設する大学等におかれましては、現職教員の十分な受講機会が確保されるよう、都道府県教育委員会等との情報交換を行うとともに、必要に応じて国の補助事業の活用も検討の上、引き続き免許状更新講習の開設や、質の高い免許状更新講習の実施にご尽力いただきますようお願い申し上げます。